

御前崎市まちづくり活動支援補助金交付要綱（平成22年4月1日告示第65号）

最終改正:令和6年1月15日告示第9号

改正内容:令和6年1月15日告示第9号 [令和6年4月1日]

（趣旨）

第1条 市長は、地域の活性化を図り個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりや人づくり等における市民の自発的な活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する地域コミュニティ団体や市民活動団体及び学生団体等（以下「団体等」という。）とする。

- （1）市内に活動拠点を有する団体で、5人以上で構成され、そのうちの半数以上が市内に在住していること。
- （2）政治、宗教又は営利を目的としていない団体であること。
- （3）イベント等のために一時的に組織された団体でないこと。
- （4）団体及び団体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象活動）

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、前条の団体等が市内で実施する公益的かつ新たに取り組む活動で、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- （1）地域の課題などに自主的かつ自立的に取り組む活動
- （2）地域の景観や歴史文化などを活かした地域づくり等、地域の活性化につながる活動
- （3）まちおこしイベント等、地域活性化に効果的なイベント等の活動
- （4）その他市長が特に対象と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としないものとする。

- （1）活動の効果が特定の個人又は法人のみに帰属する活動
- （2）国、県又は市の他の補助制度の交付を受ける活動
- （3）地域の継続事業や恒例となっている活動
- （4）専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く活動
- （5）団体等の運営を目的とする活動
- （6）政治活動及び宗教活動を目的とする活動
- （7）その他補助することが適当でないと認められる活動

（補助活動の区分及び補助金額）

第4条 まちづくり活動支援補助金の交付の対象となる補助活動の区分、補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に御前崎市まちづくり活動支援補助金活動計画書（様式第2号）、御前崎市まちづくり活動支援補助金収支予算書（様式第3号）及びその他市長が必要と認める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助対象事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合
  - イ 補助事業を中止又は廃止をしようとする場合
  - ウ 補助事業の実施地区又は事業主体を変更しようとする場合
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （3）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更の承認）

第8条 前条第1号に定める変更の承認を受けようとする場合は、御前崎市まちづくり活動支援補助金変更承認申請書（様式第5号）に御前崎市まちづくり活動支援補助金変更活動計画書（様式第2号）及び御前崎市まちづくり活動支援補助金変更収支予算書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第9条 市長は、前条により補助金の変更交付の決定をしたときは、御前崎市まちづくり活動支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助事業が完了したときは、御前崎市まちづくり活動支援補助金活動実績報告書(様式第7号)に御前崎市まちづくり活動支援補助金活動実績書(様式第2号)及び御前崎市まちづくり活動支援補助金収支決算書(様式第3号)を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定団体は、前条による確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、御前崎市まちづくり活動支援補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。なお、補助金事業の目的を達成するために特に必要がある場合は、概算払の承認を受けた後、御前崎市まちづくり活動支援補助金概算払請求書(様式第9号)を提出することができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(御前崎市コミュニティ・公民館活動支援補助金交付要綱の廃止)

2 御前崎市コミュニティ・公民館活動支援補助金交付要綱(平成17年告示第19号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に旧告示の規定により市長に対してなされた申請その他の手続きは、それぞれこの告示の相当の規定によりなされた申請その他の手続きとみなす。

4 この告示は、その運用状況や実施効果等を勘案し、目的の達成状況を評価した上で、施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

附 則(平成27年2月10日告示第17号)

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月1日告示第108号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年1月11日告示第1号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日告示第173号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日告示第53号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行の状態について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和6年1月15日告示第9号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助活動の区分	補助対象経費	補助率	補助金額	備考
手作り施設整備活動	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料の購入費、重機等の機器借上げに要する経費	1/2	10万円以内	用地取得等に要する経費は除く。 複数年にわたる同一事業における補助は3年を限度とする。
人づくり等育成活動	講演会、講習会等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び借上料、その他経費			対象経費の内訳については、別に定める。 複数年にわたる同一事業における補助は3年を限度とする。
地域活性化のための活動	イベント等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び借上料、その他経費			
まちづくり団体等広報活動	団体等の活動報告のための冊子等作成に関する経費		2万5千円以内	告知チラシ・ポスターは対象外とする。
学生による地域づくり実践活動	学生が市内で取り組む地域振興・地域貢献活動、又は市との協働事業等に要する経費	10/10	10万円以内	学生(大学、短大、高等学校、専修学校又は専門学校に在籍する者)が5人以上所属していること。 また、団体構成員の半数以上が学生であること。

※ 助成は、1団体で上記区分それぞれ年度ごとに1事業のみとする。